

障害を理由とする 差別や偏見をなくそう

これまで“努力義務”となっていた事業者による合理的配慮の提供の“義務化”などを盛り込んだ障害者差別解消法の改正案が令和3年5月に可決し成立しました。法改正をきっかけに、障害のある人の理解と配慮について考え、共生社会の実現を目指しましょう！
※改正法は公布日の令和3年6月4日から起算して3年以内に施行されます。



障害者差別解消法ってどんな法律？

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定されました。



合理的配慮ってなに？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で配慮や調整を行うこととされています。



法務省人権相談窓口

■人権相談ダイヤル

みんなの人権110番

0570-003-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

子どもの人権110番

0120-007-110

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

■インターネットによる人権相談

パソコン・携帯電話共通 <https://www.jinken.go.jp/>

法務局人権相談窓口

【金沢新神田合同庁舎（2階）】

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

【問い合わせ先】 金沢地方法務局人権擁護課 076-292-7810(代)

金沢市人権相談窓口

【市役所市民相談窓口（第一本庁舎2階）】

毎月第1金曜日 13:00～15:00 (第1金曜日が閉庁日の場合、第2金曜日)

【問い合わせ先】 ダイバーシティ人権政策課 076-220-2095

人権問題に困ったら人権擁護委員にご相談ください。

【問い合わせ先】 金沢市ダイバーシティ人権政策課 076-220-2095 FAX 076-260-1178 jinken@city.kanazawa.lg.jp

育てよう一人ひとりの人権意識

「人権ってなに？」と聞かれると、私たちはつい堅苦しくむずかしく考えがちです。人権は、「人が人らしく生きるために、誰もが生まれながらに持っている、他人から自由勝手に奪われることがない基本的な権利」です。

毎年12月4日から12月10日までは人権週間です。
この機会に、人権について考えてみませんか。

部落差別(同和問題)

被差別部落・同和地区などと呼ばれる特定の地域出身者であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという日本固有の人権問題です。いまなおこの問題が存在し、情報化の進展により新たな差別も生まれているため、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されました。

女性の人権

男女は社会の対等な構成員であるにもかかわらず、女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることがあってはなりません。

子どもの人権

子どもにも、一人の人間として、大人と同じように、自由と権利があります。子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であることを認識し、子どもの権利を守る努力が必要です。

高齢者の人権

人はみな、さまざまな経験を積み、成長し、やがて老いていきます。高齢者にも当然、一人の人間として尊重され、生き生きと尊厳のある生活を送る権利があります。

HIV感染者やハンセン病回復者等の人権

病気に対する誤った認識が、HIV感染者やハンセン病患者・回復者、その家族への偏見・差別につながっています。

外国人の人権

国際化が進むなか、日本には約300万人以上の外国人が住み、私たちとともに生活しています。その生活習慣や文化の違いから差別されることがあってはなりません。

犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、周囲の好奇の目や中傷、心ない言動や行きすぎた報道などにより、社会的孤立や差別を受けることのないよう、その人権が擁護されなくてはなりません。

刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人は、罪を償った人であり、その人には社会の一員として円滑な生活を営み、人として生きていく権利があります。

性的少数者の人権

LGBTの人々は少数派であるがために、偏見の目で見られたり、差別を受けることがあります。性のあり方は人それぞれで異なっており多様であること、お互いを理解し、先入観や偏見を持たないようにすることが重要です。誰もが自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

インターネットによる人権侵害

インターネット上では、匿名による書き込みが可能であることを悪用して、個人の名前やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。情報モラルを守ってインターネットを正しく使い、人権侵害をなくすことが求められています。

人権朗読コンサートのお知らせ

11月29日(月) 15:00～17:00

金沢市アートホール

(金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢6階)

中学生人権作文コンテスト
入賞者による朗読、音楽演奏

定員
100名

参加無料 お気軽にご来場ください♪